

(参考)

玄海原子力発電所1号機第24回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替え

燃料集合体121体のうち、36体を新燃料に取り替えた。

(2) 抽出ライン配管取替工事

抽出ラインの配管及び弁の溶接箇所をソケット溶接継手から突合せ溶接継手に変更するとともに配管材料の変更を行い、耐応力腐食割れ性の向上を図った。

以上